

軽自動車税の減免における身体障害者等の範囲について

袖ヶ浦市では、専ら身体障害者等の移動のために利用される軽自動車について、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を行うことができます。

この減免制度は、身体障害者1人につき1台の自動車に限られています。身体障害者の範囲は以下のとおりです。

身体障害者の範囲

(A) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能又は言語機能障害	3級(喉頭摘出に係るものに限る)	
上肢不自由	1級及び2級	
下肢不自由	1級から6級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	
心臓機能障害	1級、3級及び4級	
じん臓機能障害	〃	
呼吸器機能障害	〃	
ぼうこう機能障害	〃	
直腸機能障害	〃	
小腸機能障害	〃	
肝臓機能障害	1級から4級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
	移動機能	1級から6級までの各級

※聴覚障害の4級の1は視力障害であり、4級の2は視野狭さをいう。

※複数の障害が記載された手帳の場合、個々の障害ごとに判断します。

(C)療育手帳の交付を受けている方

(1)㊶(㊶の1、㊶の2)又はAの1の方

(2)Aの2で、音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり身体障害者手帳に3級の記載がある方

(D)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の障害者手帳の交付を受けている方(1級)

(B) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の程度 ※障害の程度については新基準によるものとする
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項目
聴覚障害	〃
平衡機能障害	〃
音声機能障害又は言語機能障害	特別項症から第2項症までの各項目(喉頭摘出に係るものに限る)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項目
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項目及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	〃
心臓機能障害	特別項症から第5項症までの各項目
じん臓機能障害	〃
呼吸器機能障害	〃
ぼうこう機能障害	〃
直腸機能障害	〃
小腸機能障害	〃
肝臓機能障害	〃